

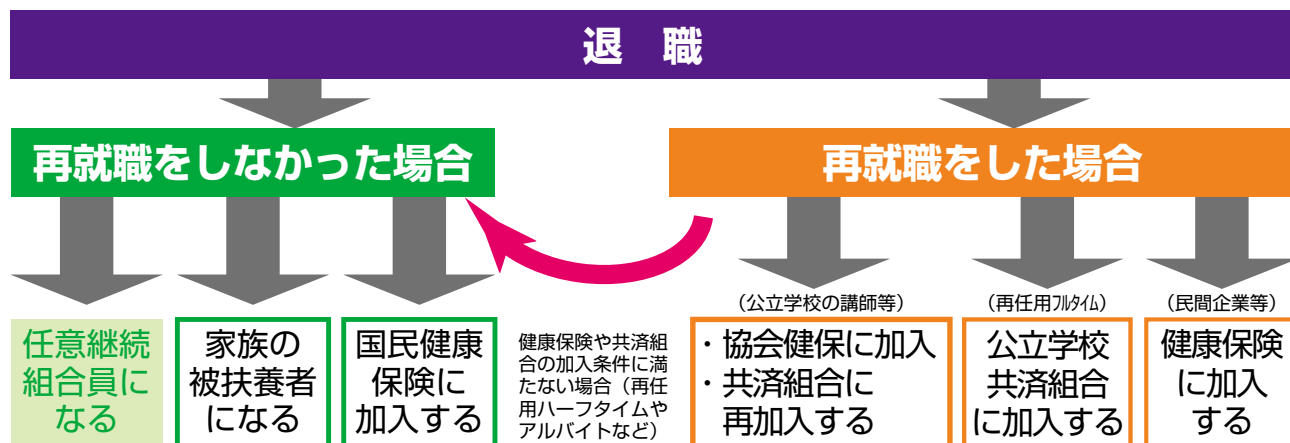
退職後の健康保険制度のご案内

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

退職後の健康保険はお決まりですか？今お使いの共済組合員証は、**退職の翌日から使用できません**。

再就職する、家族の被扶養者になる、公立学校共済組合の任意継続組合員になるなど、それぞれの生活に応じた健康保険に加入することになります。退職する前に、退職後に加入する健康保険を確認しておきましょう。



〈任意継続組合員制度について〉

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員だった方が、任意継続組合員になることを申し出ることにより、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

なお、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に申し出て、掛金を納入することが必要です。詳細については、退職予定者向け冊子「ゆとり」をご覧ください。

資格喪失に伴う組合員証等の速やかな返却について（お願い）

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

資格を喪失したにもかかわらず、引き続き共済組合の組合員証を保持・使用するケースが多く見受けられます。次に加える保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、**資格喪失後は当共済組合の組合員証等は使用できません**。

資格喪失した場合は、速やかに所属所を通して組合員証等を共済組合に**返却**してください。

共済組合が、**資格喪失者の医療費（総医療費の約7～8割分）**を負担したことが判明した場合、**必ず返還していただくこととなります**ので、御承知おきください。

なお、被扶養者の認定が**遡って取り消された場合**は、返還しなければならない医療費が**高額**になる場合もありますので御注意ください。

また、後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方）についても、被扶養者証及び高齢受給者証の返却をお願いします。＊取消申告書等の書類の提出は不要です。

例)定年退職の場合の組合員証・被扶養者証等の取扱い

**3/31
退職**

**4/1以降は使用不可!
すぐ所属に返却を!**

在職中の使用は→○

退職後の使用は→×